上田市長 殿



●●については、上田市の区域内における工程により、

当該返礼品等の価値の●●% ((A-B)/A) が生じていることを証明します。 上記については、以下の算出方法(該当する算出方法に図)により算出していま す。

- ☑ 総務大臣が定める標準的な算出方法
 - ※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

A: 当該地方団体による返礼品等の調達費用 ●●●●●●

B: 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた 費用 (原材料費等)

□ その他の算出方法

※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

また	当該仮礼品等の製造・加丁地 は●●であり	

一般販売価格は●●円です

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

- ・当該返礼品等については、地場産品基準(平成31年総務省告示第179号第5 条) 第8号イ~ハの返礼品等として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り 扱う場合を除き、本証明書の提出先以外の都道府県又は市区町村の第3号の返 礼品等として取り扱わないこと。
- ・当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要 な説明や資料提供等を行うこと。

記載要領

- ※1 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名 及び市区町村名(例:○○県○○市)、国外の場合は国名を記載すること。
- ※2 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載するこ と。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品 に係る通常の価格を記載すること。

(地方団体の長) 殿

(返礼品等の製造等を行う者)

上記す。	記については、以下の算出方法(該当する算出方法に☑)により算出していま
	総務大臣が定める標準的な算出方法 ※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。 A: 当該地方団体による返礼品等の調達費用 円 B: 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた 費用 円
	その他の算出方法 ※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

●●(返礼品等の名称)については、●●(地方団体名)の区域内における工程

により、当該返礼品等の価値の●●%が生じていることを証明します。

また、当該返礼品等の製造・加工地^{*1}は●● (地方団体名又は国名)であり、一般販売価格は●●円です^{*2}。

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

- ・当該返礼品等については、地場産品基準(平成31年総務省告示第179号第5条)第8号イ~ハの返礼品等として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り扱う場合を除き、本証明書の提出先以外の都道府県又は市区町村の第3号の返礼品等として取り扱わないこと。
- ・当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要 な説明や資料提供等を行うこと。

記載要領

- ※1 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名 及び市区町村名(例:○○県○○市)、国外の場合は国名を記載すること。
- ※2 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。